

公益財団法人宮城県腎臓協会コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県腎臓協会（以下「協会」という。）におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって、協会の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、協会又は役職員が協会の業務遂行において法令等（協会の定款、規程及び内規等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。
- (2) 役職員とは、理事、監事、評議員及び事務局職員（臨時職員を含む。以下同じ。）をいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、協会の使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、公正な業務執行に努めなければならない。

- 2 役職員は、協会の業務内容について社会に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行う等により社会的信頼の確保に努めなければならない。

(違反の報告等)

第4条 役職員は、法令等に違反する行為又は違反するおそれのある行為等を発見したときは、コンプライアンス委員会に報告しなければならない。

- 2 協会は、報告者が報告したことを理由として、その報告者に対していかなる不利益取扱いもしてはならない。

(コンプライアンス委員会)

第5条 協会におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を検討するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所管事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンスに関する取組みの推進に関すること。
- (2) コンプライアンス違反行為（違反するおそれのある行為を含む。以下同じ。）に対する調査並びに対応策及び再発防止策に関すること。
- (3) その他、コンプライアンスに関する施策に策定、体制の構築及びその推進に関すること。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副理事長（総務担当理事に限る）

(2) 監事のうち1名

(3) 事務局長

(委員長等)

第8条 委員会の委員長は、定款第25条第2項及び理事の職務権限等に関する規程第7条の規定により決定された代行順序の上位の副理事長を当てるものとする。

2 委員会に副委員長を置き、前項の次位の副理事長を当てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、当事者以外に委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(弁明の機会)

第10条 委員会の議事が、第6条第2号のときは、当該相手方に弁明の機会を与えることができる。

(委員会の招集)

第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(理事会への報告)

第12条 委員長は、第6条第2号に規定する調査並びに対応策及び再発防止策の概要を直近に開催される理事会において報告しなければならない。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、協会事務局に置く。

(公表)

第14条 この規程は、協会ホームページにより公表する。

(改正)

第15条 この規程の改訂は、理事会の決議により行う。

(補則)

第16条 この規程の運用に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年6月23日から施行する。